

1 職員を募集します

人財育成課人事担当 ☎ 5027

令和4年4月1日採用の大崎市任期付職員を募集します。

試験職種 幼稚園教諭兼保育士(短大卒業程度)

採用予定人員 30人程度
職務内容 幼稚園および保育所などの業務

任用期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

※5年以内の範囲で、任期を更新することがあります。

勤務時間 4週間を平均し、1週間当たり38時間45分

勤務地 市内全域
※人事異動があります。

給与など 21万5200円(令和3年4月1日現在)

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの要件により

支給 ※原則として、昇給はありません。

受験資格 次のすべてを満たす人
1 昭和38年4月2日以降に生まれた人

2 幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人

3 幼稚園または保育所において、幼稚園教諭または保育士として通算5年以上の勤務経験がある人

※休業(育児休業・傷病休暇など)のため業務に従事しなかった期間は、就業規則などで認められたものであっても職務経験には通算できません。

※通算5年以上の勤務経験がある人とは、令和4年3月31日までに通算5年以上の勤務経験が見込まれる人です。

一次試験 10月17日(日)

受験申込書の請求先 9月1日(水)以降に市ウェブ

ウェブサイトからダウンロード、または人財育成課で配布

郵送で請求する場合は、封筒に140円分の切手を貼った返信用封筒(角型三号)に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

申込方法 受験申込書(写真貼付)および職務経歴書に必要事項を記入し、宛名を明記した受験票

返信用封筒(長三型・84円切手貼付)を添えて持参または郵送で提出してください。

郵送の場合は、簡易書留郵便などの確実な方法で送付してください。

送付先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 人財育成課人事担当

受付期間 9月1日(水)から22日(水)17時15分必着

※土曜・日曜日、祝日は受け付けできません。
※当日消印有効ではありませんので注意してください。

1 大崎市民バスの一部運行経路が変わります

まちづくり推進課公共交通担当 ☎ 5069

10月1日から、大崎市民バス中心市街地循環便(北側循環便)、鳴子線の一部運行経路を変更します。

※鳴子線は、鳴子総合支所新庁舎の供用開始に合わせて、経路を変更します。

中心市街地循環便(北側循環便)

「宮袋団地」と「上古川」の間にある既存の停留所「下小泉」

「上古川住宅前」を経由します。

鳴子線 10月中旬ごろに予定する、鳴子総合支所の新庁舎の供用開始に合わせて、鳴子総合支所の停留所を新設、経路を変更します。

また、従来の鳴子総合支所の停留所名を「旧総合支所前」に変更します。

詳しい内容は、市ウェブサイトを確認してください。

中心市街地循環便(北側循環便)のバス時刻表(停留所を抜粋して記載)

Table with bus routes and times for 左回り and 右回り.

市民バス鳴子線(停留所を抜粋して記載)

Table with bus routes and times for 鳴子温泉駅前行き and 古川駅前行き.



市ウェブサイトQRコード

1 注目情報

1 各計画に対する皆さんの意見を募集します

各問い合わせ先

各計画の詳しい内容は、市ウェブサイトや公表方法にある窓口で確認してください。

共通事項

1 公表方法
2 市ウェブサイトでの閲覧

3 窓口での閲覧
4 市情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)

5 市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)
6 各担当課の窓口

意見の書き方 計画(案)に対する意見と次の内容を記入してください。また、匿名や電話の意見には応じられません。

1 各計画案の件名と意見
2 氏名(事業所名称)
3 住所(事業所の所在地)
4 連絡先(電話番号・Eメールアドレスなど)

提出方法 持参・郵送・ファクス・Eメールのいずれかで各計画の提出先、または各総合支所地域振興課に提出

応募対象者 市民または市内に勤務・通学している人、事業所を有する個人または法人

第2次大崎市総合計画後期基本計画(中間案) 第2次大崎市総合計画の策定から5年が経過し、基本計画の見直しを行っています。

応募期間 9月17日(金)~10月25日(月)
※郵送の場合は、10月25日(月)の消印有効です。

提出先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 政策課政策企画担当 seisaku@city.osaki.miyagi.jp

政策課政策企画担当 2022年2月29日 FAX 2427

第2次大崎市産業振興計画後期計画(中間案) 第2次大崎市産業振興計画の策定から5年が経過し、計画の見直しを行っています。

応募期間 9月17日(金)~10月25日(月)
※郵送の場合は、10月25日(月)の消印有効です。

提出先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 政策課政策企画担当 seisaku@city.osaki.miyagi.jp

9月17日(金)~10月25日(月)
※郵送の場合は、10月25日(月)の消印有効です。

提出先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 世界農業遺産推進課企画担当 osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp

世界農業遺産推進課企画調整担当 2022年2月28日 FAX 7578

大崎市都市計画マスタープラン見直し計画(案) 大崎市都市計画マスタープランの策定から約10年が経過し、計画の見直しを行っています。

応募期間 9月8日(水)~9月28日(火)
提出先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 都市計画課都市計画担当 toshi@city.osaki.miyagi.jp

都市計画課都市計画担当 2022年8月6日 FAX 9454

9月17日(金)~10月25日(月)
※郵送の場合は、10月25日(月)の消印有効です。

提出先 〒989-16188 大崎市古川七日町1番1号 世界農業遺産推進課企画担当 osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp

1 大崎市骨髄バンクドナー助成事業

健康推進課保健・地域医療担当 ☎ 5311

市では、骨髄または末梢血幹細胞の提供者の負担を軽減し、骨髄などの移植を推進するため、骨髄などを提供した人に助成金を交付します。

対象

次の要件をすべて満たす市民

1 公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において、骨髄などを提供した人(骨髄などの提供に関する最終合意を行った後に、提供者の自己都合以外

の理由により提供中止になった人を含む)
2 暴力団との関係を有していない人
3 他の自治体などが実施する同種同類の助成金などを受けていない人

※令和3年4月1日以降に骨髄などを採取した人が対象です。

助成金額 対象となる面談・通院または入院に要した日数1日につき

2万円(通算で7日間14万円が限度)
※骨髄などの採取、またはこれに関連した医療処置によって生じた健康障害を理由による通院または入院は対象外です。

申請方法 健康推進課で配布、または市ウェブサイトから入手した申請書類と、日本骨髄バンクが発行する骨髄などの採取が完了したことを証明する書類、面談・通院または入院した日が分かる書類、振り込み先の通帳の写しを添えて提出

提出先 持参または郵送で提出してください。
〒989-16154 大崎市古川三日町二丁目5-1 健康推進課保健・地域医療担当
申請期限 骨髄などの採取が完了した日の翌日から1年以内